

日常生活用具などの給付のご案内

在宅の心身障害者(児)および難病患者の方に日常生活用具等を給付しています。

事前に、障害福祉課 児童・障害児支援グループにご相談ください。

1. 対象児童

身体障害者(児)手帳、知的障害者(児)の方、区指定の難病を有する方。

- ・ 障害程度、年齢等の条件により受けられる給付に制限があります。
- ・ 難病の方への給付は、品目・利用者負担・申請方法が障害の方の手続きと異なります。

2. 対象とならない場合

- ・ 介護保険等の他の制度で給付される場合
- ・ 申請前に日常生活用具を購入または住宅改修した場合

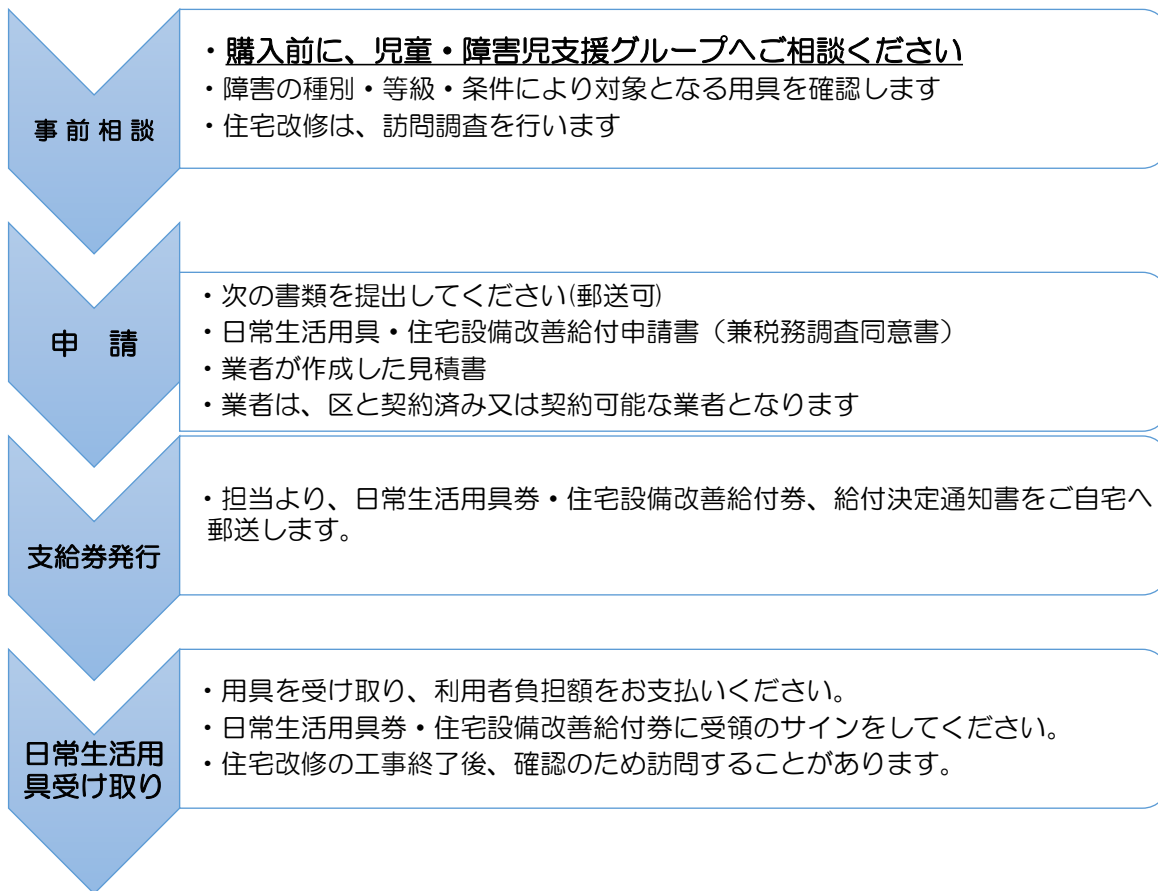
3. 日常生活用具の種類

種 目	品 目
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、移動用リフトなど
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、頭部保護帽、T 字杖、便器、特殊便器、移動・移乗支援用具、聴覚障害者用屋内信号装置など
在宅療養等支援用具	携帯用会話補助装置、情報通信支援用具、点字器、活字文書読み上げ装置、拡大読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用受信装置、人工喉頭など
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ、収尿器
住宅改修費	居宅生活動作補助用具（小規模改修）、中規模改修、屋内移動設備

4. 費用

- ・ 原則として用具価格(基準額)の 3%自己を負担していただきます。(負担上限月額 18,600 円)
- ・ 対象児童の属する世帯が、生活保護受給世帯または、区民税非課税世帯の場合は、自己負担はありません。
- ・ 基準額を超過する場合は、超過額は全額自己負担となります。

5. 手続きの流れ



【問い合わせ先】

豊島区障害福祉課 児童・障害児支援グループ

住所: 〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 (区役所4階)

TEL : 03-4566-2451